

# 令和7年度岩手県地域防災計画修正（案）の概要

## 1 修正の考え方

### ◎ 国の防災基本計画の修正に伴う県地域防災計画の修正

- 令和7年7月、中央防災会議において国の防災基本計画を修正
- 本県においても、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、防災基本計画の修正内容を踏まえて修正

### ◎ 県の災害対応を踏まえた修正

- 大船渡市林野火災の経験を踏まえた修正
- 避難時の暑さ・寒さ対策の推進ほか所要の修正

### ◎ その他、国出先機関、市町村、防災関係機関の意見を踏まえた所要の修正

## 2 主な修正内容

### 【防災基本計画の修正内容を踏まえた修正】

#### (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

##### ア 被災者支援の充実

- ・ 避難所の開設当初から、栄養バランスの取れた温かい食事を提供するための場所や食料等の確保、トイレ環境の向上等に努めることとしたこと。【第3章第15節】

##### イ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム等として、被災地の医薬品や薬剤師に関する情報収集等を行う災害薬事コーディネーター及び被災者の健康管理を行う保健師等チームを位置付けることとしたこと。【第3章第16節】
- ・ 保健医療福祉活動チーム等との合同訓練等を行い、連携体制の構築や共通認識の醸成を図ることとしたこと。【第3章第16節】

##### ウ 多様な主体の参画や人材育成の推進

- ・ 避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の改善等に向け、ボランティア人材の確保・育成や民間との連携の強化に努めることとしたこと。【第2章第5節】
- ・ ボランティア人材の確保を図るため、広報活動・啓発活動を行うとともに、NPOやボランティア団体との意見交換や合同研修・訓練等による体制強化を進めることとしたこと。【第2章第22節】

##### エ 防災DXの推進

- ・ 速やかな物資支援を可能とするため、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、県及び市町村の備蓄物資の最新の品目・数量の把握を行うこと等としたこと。【第2章第6節の2】
- ・ 防災情報の横断的な共有を行いやすくするため、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と連携した災害情報システムの構築を図ることとしたこと。【第3章第4節】

## (2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 避難所において、女性、子育て家庭、子ども・若者等の居場所の確保及びこれらの方々のニーズに配慮した運営に努めることとしたこと。【第3章第15節】
- ・ 大規模噴火が発生し広範囲への降灰が予想される場合の対策の基本的な考え方を定めることとしたこと。【火山災害対策編第1章第3節】

## (3) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ・ 指定行政機関及び関係指定地方行政機関は、緊急を要するときは、県の要請を待たないで職員派遣等の応急措置をすることができることを明記したこと。【第3章第1節】
- ・ 県及び市町村が、物資の備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表することを明記したこと。【第2章第6節の2】

### 【県の災害対応を踏まえた修正】

## (1) 大船渡市林野火災の経験を踏まえた修正

- ・ 林野火災予防計画の中に、林野火災予防思想の普及・徹底及び警戒の強化に関する事項を明確に位置付けることとしたこと。【第2章第18節】
- ・ 林野火災警報及び林野火災注意報に係る発令基準、伝達系統等を定めることとしたこと。【第3章第2節】
- ・ 林野火災が発生した際の消防用水の確保、人員・資機材の輸送、応援部隊との情報共有、空中消火の迅速な実施、無人航空機の活用、避難指示、警戒区域の設定等について定めることとしたこと。【第3章第31節】

## (2) 避難時の暑さ・寒さ対策の推進ほか

- ・ 暑さ・寒さ対策に資する物品の備蓄及び資機材等の整備に努めることとしたこと。【第2章第6節の2】
- ・ 家庭において暑さ・寒さ対策に資する物品の備蓄に努めることとしたこと。【第2章第6節の2】
- ・ 災害発生時の県・市町村間の物資輸送体制の早期確立や、多様な避難者を想定した備蓄の推進に努めることとしたこと。【第2章第6節の2】

※ 地震・津波災害対策編及び原子力災害対策編についても必要な見直しを行うもの。